

# 町田市の裁量権を増やし より独自性の高い街づくり を目指して

2025年3月 町田市議会 矢口まゆ

# 町田市でできることを東京都が 東京都でできないことを国が行う「補完性の原則」

- ▶ 平成22年閣議決定  
地域主権戦略大綱
- ▶ 都道府県から市町村への権限移譲  
<https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/kisojititai/kisojititai-index.html>

## (2) 地域主権改革が目指す国のかたち

国のかたちについては、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、国が一方的に決めて地方に押し付けるのではなく、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働してつくっていく。

国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、その本来果たすべき役割を重点的に担っていく。その中でも、住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける。

これを基本として、国と地方公共団体は、行政の各分野において適切に役割を分担するとともに、地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく。

## 基礎自治体への権限移譲の施行に係る状況調査の概要

### 1. 状況調査の概要

第2次一括法による基礎自治体への権限移譲の施行状況について調査を行い、全ての都道府県・市区町村(1,789団体)から回答を得た。

### 2. 調査結果の概要

(②～④は任意回答)  
(①の支障の有無回答以外は1団体が複数回答している場合あり)

#### ① 権限移譲に伴う支障と対応<全団体回答>

- おおむね支障はない(574団体(32.1%))
- 具体的な支障がある(272団体(15.2%))
- 今後の執行状況をみて判断したい(943団体(52.7%))

「支障がある」のうち、特に回答の多かった事務

H24.4.1 施行

- 指定居宅サービス事業者の指定等 11(17.7%)<sup>※1</sup>
- 自動車騒音常時監視 29(4.3%)
- 墓地等の経営許可、立入検査等 22(2.9%)
- ガス用品販売事業者の立入検査等 18(2.3%)

※1 ( ) 内は移譲対象団体に対する支障回答団体の割合。以下同じ。

H25.4.1 施行

- 社会福祉法人の定款の認可等 91(12.1%)
- 簡易專用道路の給水停止命令等 39(5.4%)
- 育成医療の支給認定等 75(4.5%)
- 未熟児養育医療の給付等 35(2.1%)
- 未熟児訪問指導 32(1.9%)

#### ③ 権限移譲で感じられたメリット<330団体回答>

- 住民に身近な自治体が事務を行うことでサービス向上につながった(148団体)
- 域内の状況が早期に把握できるようになり、迅速な対応ができるようになった(100団体)
- 事務処理時間が短縮された(89団体)
- 基準を策定し地域の実情に応じ対応できるようになった(89団体)

#### ② 今後の移譲事務執行上の課題<817団体回答>

都道府県(31団体回答)

- 市町村への継続的な助言・支援が必要(30団体)
- 処理件数が少なかった事務につき引継ぎに困難が伴う(4団体)

市町村(786団体回答)

- 国、都道府県からの情報提供や、移譲事務に関するノウハウ蓄積又は専門職員の養成のための助言・支援が必要(554団体)
- 業務増に伴う人員措置が必要(225団体)
- システム整備など業務執行に係る財源措置が必要(92団体)
- 事務処理件数が少ないため、今後執行に留意が必要(82団体)
- 権限移譲に当たり被災自治体への十分な配慮が必要(15団体)<sup>※2</sup>

#### ④ 円滑な移譲に向け特に留意した点<465団体回答>

都道府県(35団体回答)

- 研修や説明会その他情報提供等による助言を実施(35団体)  
(移譲事務のマニュアルを整備し提供(19団体))
- 困難な事務(立入検査等)にあたり職員を同行(8団体)
- 市町村に職員派遣又は市町村職員の研修受入れ(3団体)

市町村(430団体回答)

- 研修や説明会への参加その他助言を受け事務を実施(268団体)  
(事務処理マニュアルを整備(27団体))
- 困難な事務(立入検査等)にあたり職員同行を要請(36団体)
- 職員を都道府県に研修派遣又は都道府県職員受入れ(25団体)

- ▶ 何を移譲するのか、どうやって移譲するのか。  
予算措置はどうなるか
- ▶ これらは都道府県と基礎自治体での協議。
- ▶ これらの協議の結果によって、基礎自治体にもたらされるメリットは大きく変わる

# 三郷市の事例 →地方分権推進事業 の事業評価

業務分析（量と質）				
	年間		特記事項	
人員（担当）	フルタイム	2	パートタイム	0
業務割合推計 (当該事務/係全体事務×100) 【勤務時間】	7.5%	-		
定型・非定型業務	定型業務			
業務の難易度	普通			

2名の正職員を置き、移譲事務の受け入れ可否について各担当課と調整、検討を行う。

事業の評価・改善/実績報告	
実績報告	令和6年度移譲事務 1件
評価	市の権限移譲状況などを整理して庁内周知することにより、移譲事務担当課の権限移譲に対する認識を深めることができた。
今後の方針（改善策）	権限移譲にあたり、各部署との調整、また組織機構の見直しや職員の適正配置などを踏まえ、権限移譲の検討を実施することが必要である。今後においても、住民サービスの更なる向上につながるよう、権限移譲の推進を図る。

## 事務事業

### 事務事業名 地方分権推進事業

評価結果の公表

事務事業名、担当課等				
事務事業コード		1000922		
事業名		地方分権推進事業		
総合計画の位置づけ	まちづくり方針	経営方針	担当部名	企画政策部
			担当課名	企画政策課
施策の柱	3 行財政基盤の強化		開始年度	平成11年度
			終了年度	なし
施策	経3-1 質の高い行政経営の確立			
施策の目的	対象	市政、市職員		
	意図	・経営感覚のある行政運営が行われている		

事務事業の目的、概要等		
何をする事業か (概要)	地方分権改革推進法の施行や第五次埼玉県権限移譲方針を受け、本市の実情を踏まえ、個性あるまちづくりに生かされる、より質の高い事務の権限が市に移譲される。	
何の為にやるのか (目的)	より多くの権限の移譲を受けることにより、自己決定の度合いが高まり、市民の意向を反映した主体的な意思決定や地域の特色を活かした行政の展開が可能となるため。	
誰・何に対する 事業か (事業の対象)	市民、市内事業者、埼玉県、市職員	
目的達成のため、 事業の対象を、 どうしたいのか (目指す成果)	権限移譲を受け市民（市内事業者）サービスの向上を図る。	
課題	事務量の増加に伴う人件費の増加や組織体制の整備	
	対応	専門的知識が求められる事務や取り扱い頻度の少ない事務など、県事務のままの方が合理的な事務については、県への意見発信を行っていく。
目的を達成することで、市がどうなるか (事業の意義)	事務処理の迅速化が図られることにより、市民（市内事業者）サービスの利便性が向上する。	